
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 231

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2021年3月後半の安全管理ごよみ
- 2・危機管理意識を高めよう～健康起因事故への対策は万全ですか
- 3・交通事故の裁判事例～別件事故で死亡しても第1事故の逸失利益を減額せず
- 4・今日の朝礼話題～レンタカーで放置駐車違反をしない
- 5・【好評発売中】小冊子「安全管理のトラブルから事業所を守る」
- 6・【好評発売中】テスト「ドライバーのための『安全ルール理解度』診断」
- 7・【好評発売中】教育用DVD「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド（ドライバー編）」

// //

★3月後半の安全管理ごよみ

◆1日（月）～31日（水）

——自殺対策強化月間

◆17日（水）

——山陽道「八本松トンネル居眠り運転事故」から5年

◆20日（土）

——春分の日

◆23日（火）

——世界気象デー

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2021/02/10/mar-2021-kongetsu-untankenri/>

■危機管理意識を高めよう

『健康起因事故への対策は万全ですか』

ドライバーの突然の体調不良が影響した事故が増えています。

昨年末の12月17日午後8時50分ごろ、北九州市戸畑区で74歳のタクシー運転者が運転中に心不全で意識を失い、車が電柱に衝突して運転者と乗客の2名が死亡する事故が発生しました。

また、今年2月11日沖縄県浦添市でダンプカーが中央分離帯を越えて対向車線に進入、若い母親と幼子の2人が死亡し、4人が重軽傷を負う多重事故が発生しました。

ドライブレコーダーなどの映像により、運転者は衝突する少し前から意識を失っていた可能性があることが判明しています。事故の後、病院で運転者は脳内出血していたことがわかりました。

国土交通省は、事業用自動車の運転者が疾病が原因で事故を起こしたり、運転を中断したりしたケースを2013年から2019年までの7年間にわたって分析した結果を公表し、健康起因事故が増加傾向であると警鐘を鳴らしています。

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2021/03/01/kikikanri-kenko-kiin-jiko-taisaku/>

■交通事故の裁判事例

今回は、事故により後遺障害を残した被害者が別件事故で死亡した際に、後遺障害による逸失利益の算定に影響を与えるかどうか争われた事例を紹介します。

『事故の時点で近い将来死亡が予測される事情がなく、逸失利益は減額せず』

【事故の状況】

平成24年7月30日午前0時46分ごろ、Aは普通自動二輪車を運転して神奈川県川崎市の交差点を走行中、右から来た自転車Bと衝突しました（第1事故）。

この事故でBは、右小指中節骨開放骨折、右肋骨骨折、右眼窩底骨折、右第2中足骨骨折などの障害を負い、平成24年8月20日から平成25年6月17日まで通院して症状固定し、後遺障害等級併合第9号の認定を受けました。

Bは、平成25年6月20日、第1事故とは別の交通事故（第2事故）により死亡し、Bの家族は第2事故の加害者Cに対して損害賠償請求訴訟を提起し、平成27年6月22日横浜地裁川崎支部で請求の一部を容認する判決を受けました。

Bらは、第1事故の後遺障害による逸失利益をAに求めましたが、Aは第2事故にかかる訴訟において、Bの死亡逸失利益について就労可能年数である67歳まで100%の労働能力喪失を前提とする損害認定を受けており、二重評価となるなどと反論しました。

【裁判所の判断】

「逸失利益の算定に当たっては、その後被害者が死亡したとしても、交通事故の時点で死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来に死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、就労可能期間の認定上考慮すべきものではないと解するのが相当である。

本件についてみると、Bは第2事故により死亡したものであって、第1事故の時点で特段の事情は見受けられず、逸失利益の算定に当たって死亡の事実を就労可能期間の認定上考慮すべきではない」

「Aは、Bらは第2事故の判決によって死亡逸失利益が認められており、第1事故でも後遺障害逸失利益を認めると、二重の利得が生じることになると主張するが、第2事故の訴訟において賠償額が認められたからといって、本来Aが負うべき損害賠償義務を免れるものではない。Bらの二重の利得については、Bらと第2事故の加害者Cとの間で解決すべき問題である」

として、Aに約1, 338万円の後遺障害逸失利益の支払いを認めました。

(横浜地裁 平成30年9月27日判決)

■今日の朝礼話題

『レンタカーで放置駐車違反をしない』

さる2月16日、レンタカーを利用した客が「放置駐車違反金」を支払わないために、県がレンタカー会社に納付命令を出しましたが、その納付命令の取消しを求めた訴訟の判決が岡山地裁でありました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2021/03/01/tw-rentacar-hochi/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

(情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓)

<https://www.think-sp.com/2020/06/01/tw-kinkyu-jitai/>

■【好評発売中】小冊子「安全管理のトラブルから事業所を守る」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1, 100円 (1セット<5冊>・税込・送料実費)

※著者 清水伸賢 (弁護士)

本誌は、事業所の安全管理業務を行うに当たり、様々な法律上のトラブルから身を守るために知っておきたい法律知識をわかりやすく解説する小冊子「安全管理の法律問題」の続編です。

交通事故や労働災害、健康問題などから前作では取り上げていない関心の高い事例を6つ挙げ、解決方法や予防方法を紹介しています。

正しく法律知識を身につけ、対策することで、事業所全体の安全意識の高揚へとぜひお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3r8Sxzz>

■【好評発売中】テスト「ドライバーのための『安全ルール理解度』診断」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 550円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

免許取得時にはしっかり覚えたはずの道交法に定められたルールも、時間が経つにつれ記憶があいまいになってしまい、誤った解釈をしたまま運転を続けていたりしませんか？

本テストでは、うっかり勘違いをしやすい安全ルールについて48の質問に「ハイ」「イエ」で答えていただくことで、普段どれぐらいルールを理解できているかを知ることができます。

「対歩行者・自転車ルールの理解度」や「一時停止と徐行ルールの理解度」など、勘違いをしたままだと交通事故に結びつく危険度の高い安全ルールについても理解度を確認できますので、ご自身の弱点を知り、今後の安全運転に活かすことができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2LIgnD9>

■【好評発売中】教育用DVD「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド（ドライバー編）」

※仕様 DVD（カラー34分）＋テキスト「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド」1冊付

※価格 33,000円（税込・送料無料）

※制作 一般社団法人日本トラックドライバー育成機構

※監修 酒井 誠（一般社団法人日本トラックドライバー育成機構代表理事）

本DVDは、テキスト「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド」の内容に沿って映像化した教育用DVDです。

「安全マインド」が高いドライバーと低いドライバー、それぞれの仕事への考え方や取り組みを映像で見比べて比較することで、ドライバーにとって安全マインドを持って働くことの大切さを学ぶことができます。

※同タイトルの「管理者編」は本年4月下旬の発売を予定しております。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/38c01u0>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（令和3年3月2日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

